

別記 労働災害防止団体等の長 殿
事業者団体の長 殿

大分労働局長

「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」の実施について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年の大分県内の労働災害による死亡者数は、前年の 9 人から 7 名増加して 16 人に達し、過去 10 年間で最多となりました。

大分労働局が策定した第 14 次労働災害防止計画では、アウトプット指標及びアウトカム指標の達成により、令和 5 年から令和 9 年までの 5 年間の死亡者数を、第 13 次労働災害防止計画期間の 10%以上の減少となる 49 人以下とすることを目指しているところですが、計画初年度の死亡者数の急増は大変憂慮すべき状況です。

尊い生命が犠牲となる死亡労働災害をこれ以上発生させないためには、今一度、事業場において各作業における労働災害防止対策等について点検、見直しを行い、基本的な安全対策や安全な作業方法等を徹底していただくことが強く望まれます。

また、大分県内の休業 4 日以上之死傷者数(新型コロナウイルス感染症のり患者を除く。)が、令和 5 年(12 月末現在)は 1,216 人と、前年より 2.6%(+31 人)増加していることから、併せて労働災害防止の取組等を強く推進する必要があります。

このため、大分労働局では、急増する労働災害に歯止めをかけるための緊急的な取組として、本年 1 月 22 日から 3 月 31 日までの期間を「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」に設定し、労働災害防止対策等の更なる徹底を図ることとしました。

つきましては、貴職におかれましても、本強化期間の趣旨を御理解いただくとともに、下記の労働災害防止対策等が労働者一人ひとりに浸透するよう、別添リーフレット等を活用し、傘下の会員事業場等の関係者に対し周知の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 死亡労働災害の状況を踏まえた業種別の労働災害防止対策等
(1) 建設業

- ア 高所作業における墜落防止措置と足場からの墜落・転落防止対策の確実な実施、墜落制止器具の適切な使用を徹底すること。
- イ 車両系建設機械等の運転中における転倒及び転落防止対策、周辺の労働者との接触防止対策等、車両系建設機械等の安全対策を徹底すること。
- ウ 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保対策を徹底すること。
- エ 建設工事の施工に伴う伐木等の作業に関する安全対策を徹底すること。
- オ 降雨等の悪天候時における河川の増水や土石流による労働災害防止対策を徹底すること。
- カ 土砂崩壊災害防止対策の徹底及び自然災害・復興工事における労働災害防止対策を徹底すること。
- キ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導援助を徹底するとともに、一人親方等に対する安全衛生対策についても十分に配慮すること。
- ク 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」及び「大分県建設機械シートベルト着用運動」の普及定着を図ること。

(2) 製造業

- ア 階段や作業床の端、開口部等の建設物や構築物における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。
- イ 荷役作業や洗車作業等、貨物自動車等の荷役運搬機上での作業における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。
- ウ 機械等の点検、掃除、修理等の非定常作業を行う場合における当該機械の運転停止措置等を徹底すること。
- エ 食品加工用機械、木材加工用機械その他生産機械・設備等の定期点検、日常点検を確実に実施し、安全装置の異常や、動作不良等の不具合を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- オ 構内で使用するクレーン等による労働災害防止対策及び玉掛作業における労働災害防止対策を徹底すること。

(3) 陸上貨物運送事業

- ア 貨物自動車の荷台上での作業における荷台からの墜落・転落災害防止対策等、荷役作業における安全対策を徹底すること。
- イ 荷台への昇降の際における安全な昇降設備の設置及び使用を徹底すること。
- ウ 積み荷等の落下や荷台等からの墜落・転落時に労働者の頭部を保護するため、荷役作業に従事する労働者に保護帽を着用させること。
- エ 荷役作業とその付帯業務に対する荷主等との役割分担の明確化や連絡調整を実施する等、荷主等と連携・協力して、荷役作業における労働災害防止に取り組むこと。

(4) 新聞販売業

- ア バイク運転時におけるライト点灯や蛍光ベルトの着用等による視認性の向上、交通安全教育の実施を通じた交通ルールの順守、交差点での左右確認等の安全確認の励行等、バイクによる交通労働災害防止対策を徹底すること。

イ 冬季の配達を考慮した履物の選定や滑り止めの着用、早朝や夜間の配達時における照明の確保等、作業時の状況に応じた転倒災害防止対策を徹底すること。

2 死亡労働災害の状況を踏まえた全産業共通の労働災害防止対策等

(1) 交通労働災害防止対策

業務において労働者に自動車の運転を行わせるときは、適正な労働時間の管理や走行管理、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るなど、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施すること。

(2) 墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策

ア はしご、脚立、踏み台等を使用する作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

イ 通路や階段等における転倒災害防止対策を充実させること。

(3) 保護具等の適切な使用の徹底

作業内容に応じた適正な服装及び保護具（保護帽、墜落制止用器具等）の適切な使用を徹底すること。

(4) 有資格者の適正な配置

クレーンや移動式クレーンの運転の業務、フォークリフトや車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務について、有資格者の人数を十分に確保し、当該業務に有資格者を確実に配置することにより、無資格者が就業することのないよう徹底すること。

(5) 未熟練労働者に対する安全衛生教育の実施等

ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に対して、当該業務に係る特別教育を確実に実施すること。

イ 作業標準書や作業手順書、作業マニュアル等を整備する等の方法により、安全な作業方法及び作業手順を明確にするとともに、当該作業方法・作業手順により作業が行われるよう徹底すること。

ウ 経験年数の少ない未熟練労働者（外国人労働者を含む。）の危険に対する感受性を高めるため、雇入れ時や作業内容変更時はもとより、定期的な安全衛生教育を実施すること。

(6) 安全衛生意識の高揚

経営トップが自ら先頭に立って労働災害防止に取り組む姿勢を示すとともに、職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働者の安全衛生意識の高揚を図ること。

別記

労働災害防止団体等

建設業労働災害防止協会 大分県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大分県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 大分県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大分支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 津久見支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 佐伯支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会 大分県支部

事業者団体

(一社)大分県労働基準協会
(独)労働者健康安全機構 大分産業保健総合支援センター
(一社)大分県建設業協会
大分県建造物解体工事業協同組合
大分県管工事協同組合連合会
大分県電気工事業工業組合
大分県屋根工事業協同組合
大分県左官業組合連合会
協同組合大分県塗装防水仕上工業会
(一社)大分県鳶土工業連合会
大分県建設型枠工事業協同組合
大分県道路舗装協会
大分県アスファルト合材協会
全国造船安全衛生対策推進本部 九州・山口総支部大分支部
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 大分支部
大分県社会保険労務士会
(一社)大分県警備業協会
(一社)大分県産業資源循環協会
大分製鐵所 大協会
(公社)日本作業環境測定協会 九州支部大分分会
大分県中小企業団体中央会
大分県商工会議所連合会
大分県商工会連合会
大分県経営者協会
大分経済同友会
日本労働組合総連合 大分県連合会

U A ゼンセン 大分県支部
大分市工業連合会
大分県木材協同組合連合会
大分県自動車車体整備協同組合
（一社）大分県自動車整備振興会
（一社）日本砕石協会大分県支部
大分県コンクリート製品協同組合
大分県生コンクリート工業組合
協同組合大分県鉄構工業会
大分県森林組合連合会
大分県味噌醤油工業協同組合
大分県漁業協同組合
（一社）大分県工業連合会
大分県農業協同組合中央会
大分県金属工業団地協同組合
日田家具工業会
（一社）大分県バス協会
（一社）大分県タクシー協会
（公社）大分県トラック協会
日本自動車販売協会連合会 大分県支部
大分合同新聞プレスセンター協同組合
（一社）大分県銀行協会
大分県飲食業生活衛生同業組合
（福）大分県社会福祉協議会
（公社）日本認知症グループホーム協会 大分支部
（公社）大分県老人保健施設協会
大分県ホームヘルパー協議会
（一社）大分県介護福祉士会
（公財）介護労働安定センター 大分支部
大分県就労支援事業所協議会
大分県保育連合会
（一社）大分県ビルメンテナンス協会
（一社）大分県歯科医師会
（一社）大分県医師会
大分商工会議所
別府商工会議所
中津商工会議所
佐伯商工会議所

日田商工会議所
臼杵商工会議所
津久見商工会議所
宇佐商工会議所
豊後高田商工会議所
竹田商工会議所
中津市しもげ商工会
宇佐両院商工会
西国東商工会
姫島村商工会
国東市商工会
杵築市商工会
日出町商工会
日田地区商工会
玖珠町商工会
九重町商工会
由布市商工会
野津原町商工会
九州アルプス商工会
豊後大野市商工会
野津町商工会
佐伯市番匠商工会
佐伯市あまべ商工会

別記 公共工事発注機関の長 殿

大分労働局長

「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」の実施について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年の大分県内の労働災害による死亡者数は、前年の 9 人から 7 名増加して 16 人に達し、過去 10 年間で最多となりました。

大分労働局が策定した第 14 次労働災害防止計画では、アウトプット指標及びアウトカム指標の達成により、令和 5 年から令和 9 年までの 5 年間の死亡者数を、第 13 次労働災害防止計画期間の 10%以上の減少となる 49 人以下とすることを目指しているところですが、計画初年度の死亡者数の急増は大変憂慮すべき状況です。

尊い生命が犠牲となる死亡労働災害をこれ以上発生させないためには、今一度、事業場において各作業における労働災害防止対策等について点検、見直しを行い、基本的な安全対策や安全な作業方法等を徹底していただくことが強く望まれます。

また、大分県内の休業 4 日以上之死傷者数(新型コロナウイルス感染症のり患者を除く。)が、令和 5 年(12 月末現在)は 1,216 人と、前年より 2.6%(+31 人)増加していることから、併せて労働災害防止の取組等を強く推進する必要があります。

このため、大分労働局では、急増する労働災害に歯止めをかけるための緊急的な取組として、本年 1 月 22 日から 3 月 31 日までの期間を「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」に設定し、労働災害防止対策等の更なる徹底を図ることとしました。

つきましては、貴職におかれましても、本強化期間の趣旨を御理解いただくとともに、下記の労働災害防止対策等が労働者一人ひとりに浸透するよう、別添リーフレット等を活用し、関係施工業者等の関係者に対し周知の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 死亡労働災害の状況を踏まえた業種別の労働災害防止対策等

(1) 建設業

ア 高所作業における墜落防止措置と足場からの墜落・転落防止対策の確実な実施、墜

落制止用器具の適切な使用を徹底すること。

イ 車両系建設機械等の運転中における転倒及び転落防止対策、周辺の労働者との接触防止対策等、車両系建設機械等の安全対策を徹底すること。

ウ 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保対策を徹底すること。

エ 建設工事の施工に伴う伐木等の作業に関する安全対策を徹底すること。

オ 降雨等の悪天候時における河川の増水や土石流による労働災害防止対策を徹底すること。

カ 土砂崩壊災害防止対策の徹底及び自然災害・復興工事における労働災害防止対策を徹底すること。

キ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導援助を徹底するとともに、一人親方等に対する安全衛生対策についても十分に配慮すること。

ク 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」及び「大分県建設機械シートベルト着用運動」の普及定着を図ること。

(2) 製造業

ア 階段や作業床の端、開口部等の建設物や構築物における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。

イ 荷役作業や洗車作業等、貨物自動車等の荷役運搬機上での作業における墜落・転落防止対策を確実に講ずること。

ウ 機械等の点検、掃除、修理等の非定常作業を行う場合における当該機械の運転停止措置等を徹底すること。

エ 食品加工用機械、木材加工用機械その他生産機械・設備等の定期点検、日常点検を確実に実施し、安全装置の異常や、動作不良等の不具合を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

オ 構内で使用するクレーン等による労働災害防止対策及び玉掛作業における労働災害防止対策を徹底すること。

(3) 陸上貨物運送事業

ア 貨物自動車の荷台上での作業における荷台からの墜落・転落災害防止対策等、荷役作業における安全対策を徹底すること。

イ 荷台への昇降の際における安全な昇降設備の設置及び使用を徹底すること。

ウ 積み荷等の落下や荷台等からの墜落・転落時に労働者の頭部を保護するため、荷役作業に従事する労働者に保護帽を着用させること。

エ 荷役作業とその付帯業務に対する荷主等との役割分担の明確化や連絡調整を実施する等、荷主等と連携・協力して、荷役作業における労働災害防止に取り組むこと。

(4) 新聞販売業

ア バイク運転時におけるライト点灯や蛍光ベルトの着用等による視認性の向上、交通安全教育の実施を通じた交通ルールの順守、交差点での左右確認等の安全確認の励行等、バイクによる交通労働災害防止対策を徹底すること。

イ 冬季の配達を考慮した履物の選定や滑り止めの着用、早朝や夜間の配達時における

照明の確保等、作業時の状況に応じた転倒災害防止対策を徹底すること。

2 死亡労働災害の状況を踏まえた全産業共通の労働災害防止対策等

(1) 交通労働災害防止対策

業務において労働者に自動車の運転を行わせるときは、適正な労働時間の管理や走行管理、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るなど、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施すること。

(2) 墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策

ア はしご、脚立、踏み台等を使用する作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

イ 通路や階段等における転倒災害防止対策を充実させること。

(3) 保護具等の適切な使用の徹底

作業内容に応じた適正な服装及び保護具（保護帽、墜落制止用器具等）の適切な使用を徹底すること。

(4) 有資格者の適正な配置

クレーンや移動式クレーンの運転の業務、フォークリフトや車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務について、有資格者の人数を十分に確保し、当該業務に有資格者を確実に配置することにより、無資格者が就業することのないよう徹底すること。

(5) 未熟練労働者に対する安全衛生教育の実施等

ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に対して、当該業務に係る特別教育を確実に実施すること。

イ 作業標準書や作業手順書、作業マニュアル等を整備する等の方法により、安全な作業方法及び作業手順を明確にするとともに、当該作業方法・作業手順により作業が行われるよう徹底すること。

ウ 経験年数の少ない未熟練労働者（外国人労働者を含む。）の危険に対する感受性を高めるため、雇入れ時や作業内容変更時はもとより、定期的な安全衛生教育を実施すること。

(6) 安全衛生意識の高揚

経営トップが自ら先頭に立って労働災害防止に取り組む姿勢を示すとともに、職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働者の安全衛生意識の高揚を図ること。

別記

公共工事発注機関

国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所
国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所
国土交通省九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所
国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所
大分県土木建築部
大分県農林水産部
大分県企業局
大分県教育庁
大分市役所
別府市役所
中津市役所
日田市役所
佐伯市役所
臼杵市役所
津久見市役所
竹田市役所
豊後高田市役所
杵築市役所
宇佐市役所
豊後大野市役所
由布市役所
国東市役所
姫島村役場
日出町役場
九重町役場
玖珠町役場